第四条第一項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において」に改め、同条第四項中「管理人室」の下に「（福祉施設等にあるものを除く。）」を加え、「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第二項第三号又は第四号」を「前条第三項第二号又は第四号」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「前条第二項第三号及び第四号」を「前条第三項第二号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる設備等とする。

| 特定共同住宅等の種類 | | 通常用いられる消防用設備等 | 必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等 |
|---|---|---|---|
| 構造類型 | 階数 | | |
| 等特等特一二定及定共同開同避住放住難宅型宅型 | 五以下の階数が地階を除くもの | 自動火災報知設備<br>設非常警報器具又は非常警報備 | 報設備共同住宅用自動火災報知設備及び共同用住宅動火災報知設備 |
| | 六以上の階数が地階を除くもの | 自動火災報知設備<br>設非常警報器具又は非常警報備 | 備共同住宅用自動火災報知設 |
| 同住宅等特定共用避難・型 | 十以下の階数が地階を除くもの | 自動火災報知設備<br>設非常警報器具又は非常警報備 | 報設備共同住宅用自動火災報知設備及び共同用住宅動火災報知設 |
| | 十一以上の階数が地階を除くもの | 自動火災報知設備<br>設非常警報器具又は非常警報備 | 備共同住宅用自動火災報知設 |
| 共同住宅等特定 | すべてのもの | 自動火災報知設備<br>設非常警報器具又は非常警報備 | 備共同住宅用自動火災報知設 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○国家公安委員会告示第五号**

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針（平成十一年国家公安委員会告示第三号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

国家公安委員会委員長　中井　洽

国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針

目次


第１　趣旨（法第１条関係）
第２　用語の定義（法第２条関係）
　１　個人情報
　２　個人情報データベース等
　３　個人データ
　４　個人情報取扱事業者
　５　本人
　６　保有個人データ
　７　公表
　８　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
　９　本人が容易に知り得る状態
　10　本人に通知
　11　個人データ又は保有個人データの提供
　12　本人の同意
第３　この指針の適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
　１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
　２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
　３　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
　４　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）
　５　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
第５　個人情報の取得に関する義務
　１　適正な取得（法第17条関係）
　２　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
　３　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）
　４　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
第６　個人データの管理に関する義務
　１　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
　２　安全管理措置（法第20条関係）
　３　従業者の監督（法第21条関係）
　４　委託先の監督（法第22条関係）
第７　個人データの第三者提供に関する義務
　１　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
　２　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
　３　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）
　４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第８　保有個人データの開示等に関する義務
　１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
　２　保有個人データの開示（法第25条関係）
　３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
　４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
　５　理由の説明（法第28条関係）
　６　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
　７　手数料（法第30条関係）
第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　指針の見直し


第１　趣旨（法第１条関係）

この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条の規定に基づき、また、法第７条第１項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定。平成20年４月25日及び平成21年９月１日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、国家公安委員会が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により国家公安委員会が主務大臣に指定された特定の分野（以下「国家公安委員会所管分野」という。）における事業者等（以下「国家公安委員会所管事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、国家公安委員会所管事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう、具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、この指針においても、同様である。

この指針において「ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である国家公安委員会所管事業者がこれに従わない場合には、国家公安委員会により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない国家公安委員会所管事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。